

ウィメンズネット・こうべ設立30周年記念連続講座
ジェンダー平等社会の実現に向けて

ジェンダーと法律

1

2022年9月18日

浅倉むつ子

早稲田大学名誉教授

女性差別撤廃条約実現アクション共同代表

今日、お話ししたいこと

- I. 近代法は「平等で公正」ではなかった
- II. 戦後、女性たちが切り拓いてきたもの
 1. 日本国憲法
 2. 女性差別撤廃条約
 3. 男女共同参画社会基本法
- III. バックラッシュ 対 ジェンダー法学
- IV. 今、法の世界で起きていること
 1. 労働の領域
 2. 家族の領域
 3. 性暴力の領域
 4. まだ残っている制度的差別

I 近代法は「平等で公正」ではなかった

身分差がなくなった代わりに浮上した「性差」

- ▶ 1880年 旧刑法 姦通罪規定
- ▶ 1889年 大日本帝国憲法 女性に参政権、公民権、結社の権利を否定
- ▶ 1890年 明治民法 妻の無能力規定、妻は婚姻によって夫の家に入る

女性が法律家になれなかった時代

Ⅱ 戦後、女性たちが切り拓いてきたもの

1 日本国憲法

- ▶ 1946年4月 女性初の参政権行使
39名の女性議員誕生
- ▶ 1946年11月3日 日本国憲法公布
 - 14条1項 法の下での平等
 - 13条 人は個人として尊重される
 - 24条1項 婚姻は両性の合意のみに基づいて成立。
夫婦の同等の権利
- ▶ 家族法改革の不十分性
 - 婚姻適齢、再婚禁止期間、夫婦同氏原則は残る

2 女性差別撤廃条約

- ▶ 1979年12月18日 国連で採択
- ▶ 1985年7月25日 同条約を批准した日本では、この日以降に国内で条約の効力発生→**7.25女性の権利デー**
- ▶ 189か国が締約国。あらゆる分野の女性差別の撤廃。固定化された性役割の見直しなど。
- ▶ 女性差別撤廃委員会（CEDAW）へ定期的に国家報告を提出。審査を受ける。日本が受けた審査はこれまでに5回。
- ▶ 審査のあとに出る「総括所見」。明確な法改正の方向性
- ▶ 1999年「選択議定書」採択。批准によって個人通報が可能になる。115か国が批准。しかし日本は未批准。

2021年の「7.25女性の権利デー」のブックレット『司法にジェンダー平等を！』

- 1冊300円 全72頁
- 司会 浅倉むつ子
- 川尻恵理子「第二次夫婦別姓訴訟完全ガイド」
- 秋月弘子「女性差別撤廃条約の特徴と意義」
- 中島広勝「国際人権条約の個人通報制度」
- 石田京子「司法とジェンダー平等」
- 申し込みは「女性差別撤廃条約実現アクション」まで
- opcedawjapan@gmail.com
- 現在、2022年の「7.25女性の権利デー」のブックレット『暮らしの危機とジェンダー平等』準備中。浅倉むつ子・上西充子・大沢真理（10月発刊予定）



女性差別撤廃条約後の法整備

- ▶ 批准のための法整備—1985年 均等法制定 「小さく生んで大きく育てる」
- ▶ 生まれてきた変化
例) 福岡セクハラ事件 福岡地裁1992年4月16日判決
部下に対する性的風評を1年にわたって流した上司の行為と、相談されて「けんか 両成敗」として被害者に退職を迫った専務の行為について、会社には「不法行為の使用者責任がある」として、損害賠償150万円の支払いを命じた。
- ▶ 1997年と2006年 均等法改正。セクハラ措置義務。間接性差別禁止
- ▶ 1991年 育児休業法
- ▶ 1996年 法制審議会で民法改正案要綱答申

3 男女共同参画社会基本法

- 「女性への暴力」に裁判所は無関心だった
- 青い鳥判決・名古屋地裁岡崎支部1991年9月20日判決

妻が結婚以来30年近く人格を無視され、気を失って倒れるまで暴力を受けてきたとして、夫に離婚を求めた訴訟

裁判所は、「・・・ひとかどの身代を真面目に作り上げた被告が法廷の片隅で一人孤独に寂しそうにことの成り行きを見守って傍聴している姿は哀れでならない。・・・現在原告と被告との婚姻関係はこれを継続することが困難な事情にあるが、なお被告は本件離婚に反対しており・・・原告と被告、殊に被告に対して最後の機会を与え、二人して何処を探してもみつからなかった青い鳥を身近に探すべく、じっくり腰を据えて真剣に気長に話し合うよう、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認め、本件離婚の請求を棄却する次第である。」

- 1999年 男女共同参画社会基本法
- 2001年DV防止法制定－家族が必ずしも安住の場ではないこと、女性への暴力問題にようやく関心が向けられた。

Ⅲ バックラッシュ 対 ジェンダー法学

地方議会の条例制定をめぐって浮上したバックラッシュ

- 2000年 埼玉県男女共同参画推進条例
- 同年 東京都男女平等参画条例

東京都における条例制定時の「攻防」：諮問は青島都知事から。99年の「答申」時の都知事は石原慎太郎氏。「第5期女性問題協議会」の会長は樋口恵子さん、条例専門部会長は浅倉。（樋口恵子『「平和ボケおばさん」70歳の熱き挑戦！』明石書店）

- 宇部市の条例 「男女が、男らしさ女らしさを一方的に否定することなく特性を認め合い」の文言が入る
- 千葉県の男女共同参画条例案 自民党県連の反対で廃案に。
- 男女共同参画は「偏った思想」であり、行政の行きすぎを監視すべき、という主張がおきた。
- 豊中市・男女共同参画推進センター館長だった三井マリ子さんの館長職からの排除。最高裁まで訴訟で争って、豊中市と財団が三井さんの人格的利益を侵害したと認定。150万円の損害賠償命令。（三井マリ子・浅倉むつ子編著『バックラッシュの生贄』旬報社）

バックラッシュの事例

- ▶ 東京都→教育現場における性教育や男女混合名簿を非難。2003年君が代・日の丸を義務づける「10.23通達」。04年男女混合名簿を禁止する通達。そのなかで生じた七生養護学校事件
- ▶ 七生養護学校事件

独創的な性教育を行っていた七生養護学校を視察した都議会議員が、「こういう教材を使うのはおかしい」「感覚がマヒしている」などと教育を非難し、教育委員会がこれを受けて、行き過ぎた性教育を理由として多数の教育を処分した事件。

東京地裁2009年3月12日判決・東京高裁2011年9月16日判決：都議の行為は教育に対する侵害であり、東京都による教育の処分も違法である。210万円の損害賠償命令。

バックラッシュの事例

- ▶ 2005年 自民党「過激な性教育・ジェンダー・フリー教育実態調査プロジェクトチーム」（安倍晋三座長、山谷えり子事務局長）→2004年7月11日 第12回男女共同参画基本計画に関する専門調査会に「意見」を提出。

「個人単位の考え方に改めるなどもってのほか」、「ジェンダーという言葉を使うこと自体、地方の条例づくりに左翼が入り込むスキを与える。使うべきではない」、「0～3才は主として母親の果たす役割が大きい。男性の育児休業の取得は子にとっても勧める政策ではない」、「女性に対する暴力の一つの原因はむしろ行き過ぎたジェンダーフリー教育によって男らしさ、女らしさの徹底否定が家庭内でのふぶかりあいに影響していることは否定できない」、「性に関する女性の自己決定思想を排除し、正しい性教育をする必要がある」、「国連の動き自体がフェミニズム思考の人たちのリードで動いており問題」、「フェミニズムの嵐を体験して、社会秩序の崩壊、青少年の性風俗の乱れ、犯罪の増加に悩まされた」など。

- ▶ 2006年「教育基本法改正」

「このたびの教育基本法改正法では、……道徳心、自律心、公共の精神など、まさに今求められている教育の理念などについて規定しています……志ある国民が育ち、品格ある美しい国・日本をつくることのできるよう、教育再生を推し進めます」（当時の安倍首相談話）

ジェンダー法学会の立ち上げ

- 司法改革（すべての人々の声が届く司法制度を）の一環として、2004年4月から全国の大学にロースクールが開設
- 研究と実務を架橋する法曹教育をめざそうと、主要なロースクールでジェンダー法教育をする。そのために、研究のみならず教育方法も模索する学会を。
- 2003年12月、第1回のジェンダー法学会は、早稲田大学で開催。大きな会場が熱気であふれるばかり。法学の専門分野でも、ようやくジェンダー法が一つの学問として「承認」された。（浅倉「発足したジェンダー法学会」女性展望 2004年2月号）

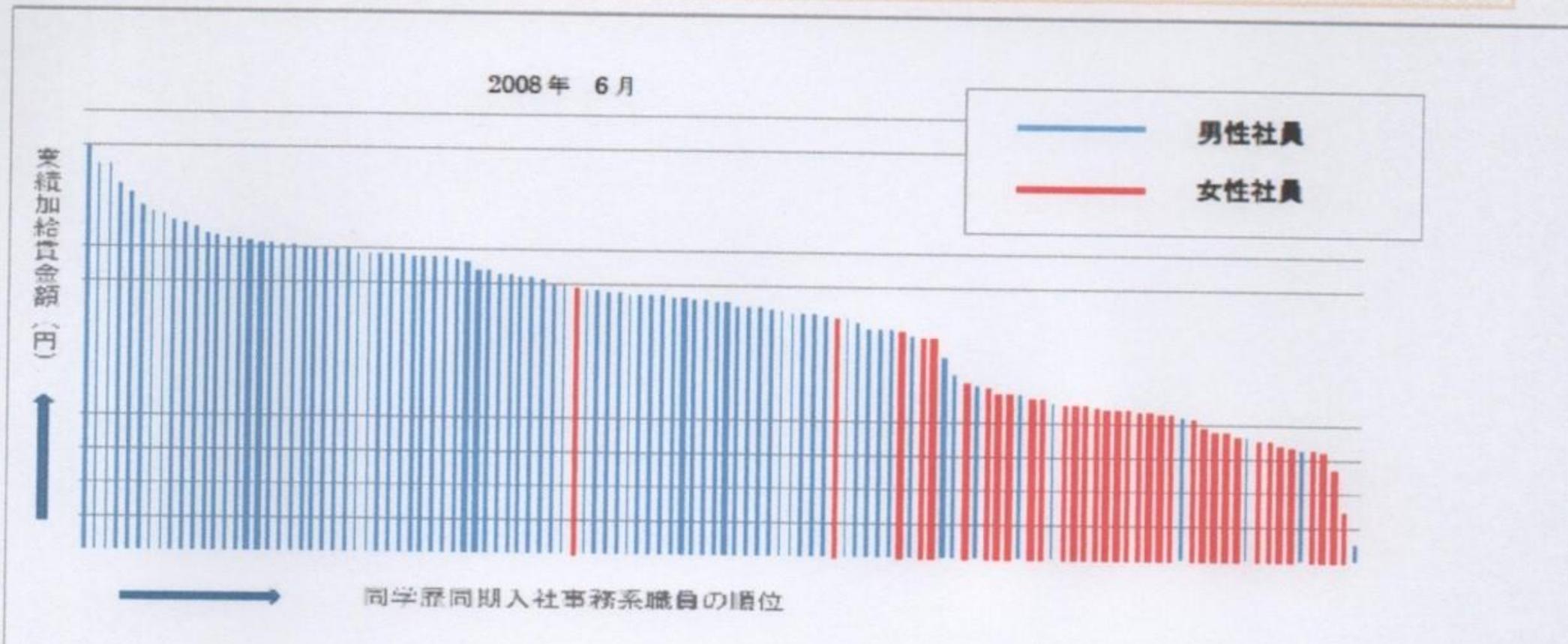
IV 今、法の世界で起きていること

1 労働の領域

- **きわめて立証が難しい昇格の性差別**
- 中国電力事件・2015年3月10日最高裁／上告棄却・上告不受理
- ・原告は、同期同学歴入社と同僚より昇給・昇格が遅いのは、女性であることを理由にした性差別だと主張して提訴。
- 広島高裁（2013年7月18日判決）は、男女の昇給・昇格に差があることを認めながら、格差は人事評価の結果であって差別ではない、と判断。同じ男性間にも昇格の遅い者もあり「層として明確に男女が分離しているわけではない」、男女差が生じた理由は、女性に管理職に就任することを敬遠する傾向があり、自己都合退職も少なくなく、旧女性保護法などの事情もうかがわれるから、である。原告女性は「協調性」において人事考課が低かった・・・など。

中国電力の「明白な男女間の賃金格差 !!」

同期事務系社員の「業績加給賃金」を高位順に並べると
女性社員の「低レベル格付け」は 一目瞭然 !!



ハラスメントの法規制をめぐって

- ➡ 国内の各種調査で浮上した多様なハラスメントの実態。
- ➡ ILOは「労働の世界における暴力とハラスメント」条約・勧告を2019年に採択。
- ➡ 日本国内においては、法規制が複雑化。
 - セクシュアル・ハラスメント（均等法11条1項）
 - マタニティ・ハラスメント（均等法11条の3第1項）
 - ケア・ハラスメント（育児介護休業法25条1項）
 - パワー・ハラスメント（労働施策総合推進法30条の2第1項）
- ➡ すべて「事業主の措置義務」規定。
- ➡ 4つの類型のハラスメントは、それぞれ異なる名称、異なる条文で規定。被害者がこれら条文の構造を理解するのは難しい。必要に応じて、条文が付け加えられ、弥縫策としての対策が積み上げられてきた結果。
- ➡ 実効性のある包括的な、暴力とハラスメントを撤廃する法制度の在り方の議論を。

非正規労働をめぐる

- ▶ 「パートタイム・有期雇用労働法」8条。非正規（短時間・有期）労働者の待遇について、通常の労働者との間に、「不合理と認められる相違を設けてはならない」と規定。
- ▶ 非正規労働者から格差が違法だとする提訴が相次いでいる。
- ▶ 2018年には2つ、2020年には5つの最高裁判決。
- ▶ しかし、基本給、賞与、退職金などの金額の大きな賃金部分については、ほぼ「不合理とまでは認められない」という判断。
- ▶ もっとしっかりした「同一価値労働同一賃金」原則に基づいた賃金格差是正政策を。
 - ▶ 森ます美・浅倉むつ子編著『同一価値労働同一賃金の実現』（2022年、勁草書房）



新しい 労働世界と ジェンダー平等



ジェンダーギャップ指数
日本は世界116位!

2022年
9月
発刊予定

- 第1章 コロナ下の生活の変化
- 第2章 労働分野のジェンダー格差と「ケアレスマン」モデル
- 第3章 エッセンシャルワーカーの困難
- 第4章 ジェンダー平等に関わる労働法制の展開
- 第5章 時間と賃金の新しい考え方
—「ケアレスマン」モデルからの脱却—
- 第6章 暴力とハラスメントのない世界を
- 第7章 日本のジェンダー平等を国際基準に

浅倉 むつ子

早稲田大学名誉教授 Asakura Mutsuko

四六判184頁 定価1870円(本体1700円+税)



ポスト・コロナの
労働世界で
実現を!!

早稲田大学名誉教授。1948年千葉県生まれ、法学博士。日本学術会議会員、日本労働法学会代表理事、ジェンダー法学会理事長などを歴任。現在、女性差別撤廃条約実現アクション共同代表、国際女性の地位協会共同代表。著者に、『男女雇用平等法論—イギリスと日本』(ドメス出版)、『均等法の世界』(有斐閣)、『労働とジェンダーの法律学』(有斐閣)、『労働法とジェンダー』(勁草書房)、『雇用差別禁止法制の展望』(有斐閣)など。



生活時間を取り戻す
同一「価値」労働に同一賃金を
エッセンシャル・ワーカーの人権保障

日本のジェンダー平等を国際基準に

かもがわ出版
http://www.kamogawa.co.jp/

〒602-8119 京都市上京区堀川出水西入
TEL:075-432-2868 FAX:075-432-2869

発注・出荷に関するお問い合わせは 〒601-8122 京都市南区上烏羽北塔ノ本町18
かもがわ出版流通センターまで TEL:075-672-0034

注
文
書

部
数

冊

条
件
・
新
刊
委
託

京都・かもがわ出版 注文 FAX:075-672-0035

新しい労働世界とジェンダー平等

深読みNowシリーズ⑥

浅倉むつ子◎著

ISBN 978-4-7803-1241-6 C0036 ¥1700E

定
価
1
7
0
0
円
+
税

2 家族の領域—夫婦同一氏の強制

- ▶ 民法750条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。
- ▶ 女性差別撤廃条約16条1項：締約国は、婚姻および家族関係に係るすべての事項について女性に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、とくに、男女の平等を基礎として次のことを確保する。(g) 夫および妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- ▶ CEDAW一般勧告21（1994年）24項 婚姻もしくはその解消に際して自己の姓の変更を強制されることは、女性の権利を否定するものである。
- ▶ 一方、「家族の法制に関する世論調査」で、制度」の導入賛成は、2017年の42.5%から、2021年に28.9%になった。別姓の賛成は減った一方、旧姓の通称使用は過去最多となった。→これをめぐって、朝日新聞がスクープ（2022年8月22日から数回の連載）。調査方法を変えて、「通称使用」を選びやすくした、法務省の操作だった（自民党別姓反対派への「忖度」）

最高裁大法廷2016年6月23日判決

- ➡ 多数意見：たった1頁。①民法750条で男女間に形式的な不平等が存在するわけではない。②社会の変化は判例変更するほどのものではない。③制度のあり方は国会で判断されるべき。
- ➡ 少数意見：違憲判断。43頁わたる力作。

とくに、宮崎判事・宇賀判事は、①女性差別撤廃条約が直接適用可能性をもたないとしても、②国家機関である行政府、立法府、司法府を拘束する効力があること、③女性差別撤廃委員会による勧告があることによって、憲法24条2項違反の理由となる、とした。

画期的判断。

- ➡ 最高裁も苦しくなっているのでは？

3 性暴力の領域

- ➡ 2011年7月25日最高裁判決－最高裁ではまだ生きている「強姦神話」
- ➡ 通行中の女性を呼び止め「ついてこないと殺すぞ」と脅迫し、近くのビルの階段踊り場まで連行し、左腕で相手女性の右足を持ち上げ無理やり姦淫した事案。1審、2審ともに被害者女性の供述を採用して有罪判決（懲役4年）。しかし最高裁は逆転無罪判決。
- ➡ 判決）被害者の供述通りであるとすれば、①人通りもある時間帯に「ついてこないと殺すぞ」と言われても、叫んだり、助けを呼んだり、逃げ出したりせずに現場のビル階段まで歩いてついていったこと、②階段踊り場での性交直前に、近くをビルの警備員が通ったのに、女性から積極的に声を出して助けを求めなかったこと、③わずかな抵抗をしさえすればこれを拒むことができたはずなのに、立位で性交されたとするには男女の身長差から無理があること、④当日採取された膣液からは精液は認められず、膣に傷もなかったこと、⑤被害直後に、被害者はコンビニでストッキングを買って、ごみ箱にはいていたストッキングを捨てたというが、その買い物の内容の説明に変遷があることなどが不自然であり、以上の①から⑤によれば、被害者の供述は、「論理的、経験則等に照らして不合理」である。被告人は無罪。

刑法改正はどうなっているのか

2016年6月23日、性犯罪規定に関する110年ぶりの刑法改正

- ▶ 「強姦罪」（暴行または脅迫を用いた姦淫）→「強制性交等罪」へ。男女とも被害者に。法定刑は「懲役3年以上」から「懲役5年以上」に。親告罪は削除。監護者わいせつ及び監護者等性交等罪を新設（179条）。
- ▶ しかし、「暴行・脅迫」要件は解消されず。強制性交等罪が成立するには、被害者の「反抗を著しく困難にする」程度の「暴行・脅迫」があったかどうか問われる。「逃げろ、抵抗しろ、助けを求めろ」、そうしなければ「同意したはず」、という「強姦神話」にもとづく対応・評価がなされてしまう。
- ▶ その後、相次いだ強姦罪・強制性交等罪を無罪とする判決に世論は反発。
例）福岡地裁久留米支部2019年3月12日判決→準強姦罪無罪（刑法改正前の事件。被告は、心神喪失状態の女性が性交を許容していると誤信した……）⇒福岡高裁2020年2月5日 準強姦罪有罪判決。懲役4年の実刑判決がでた。
- ▶ ようやく、現在進行中の法制審議会で、「暴行・脅迫要件」を見直す法改正が検討されはじめている。期待したい。

4 法制度のなかに残っている性差別

- ▶ 【遺族年金の男女別取扱い】
- ▶ 被保険者が死亡した場合に支給される「遺族厚生年金」や労災の「遺族補償年金」では、妻には年齢要件がないのに、夫には60歳以上という年齢要件がある（厚生年金保険法59条1項但書1号、労災保険法16条の2第1項但書1号など）。本件では、地方公務員災害補償法（地公災法）の規定が争われた。地裁は「違憲」、高裁は合憲。
- ▶ 最高裁2011年3月21日判決⇒憲法14条1項に違反するとはいえない。男女間における生産年齢人口に占める労働力人口の割合の違い、平均的な賃金額の格差及び一般的な雇用形態の違い等からうかがえる妻の置かれている社会的状況に鑑み、妻について一定の年齢に達していることを受給の要件としないことは、……不支給処分が行われた当時においても合理的な理由を欠くものということとはできない。
- ▶ これは（遺族である）男性に対する差別だが、（被保険者である）女性に対する差別でもある⇒夫を扶養している女性が死亡しても、女性の遺族には年金が支給されない！？